

大樹町森林整備計画書

計画期間

自	令和 6 年 4 月 1 日
至	令和 1 6 年 3 月 3 1 日

大 樹 町

目次

I	伐採・造林・保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
(1)	地域の目指すべき森林資源の姿	1
(2)	森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	1
(3)	その他必要な事項	4
3	森林施業の合理化に関する基本方針	5
II	森林整備の方法に関する事項	6
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	6
1	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6
2	樹種別の立木の標準伐期齢	7
3	その他必要な事項	7
第2	造林に関する事項	8
1	人工造林に関する事項	8
(1)	人工造林の対象樹種	8
(2)	人工造林の標準的な方法	9
(3)	伐採跡地の人工造林をすべき期間	10
2	天然更新に関する事項	10
(1)	天然更新の対象樹種	10
(2)	天然更新の標準的な方法	11
(3)	伐採跡地の天然更新をすべき期間	12
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	12
4	森林法第10条の9第4項の伐採中止又は造林の命令の基準	12
(1)	更新に係る対象樹種	12
(2)	生育し得る最大の立木の本数として想定される本数	12
5	その他必要な事項	13
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び 保育の基準	13
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	13
2	保育の作業種別の標準的な方法	14
(1)	下刈り	14
(2)	除伐	14
(3)	つる切	14
3	その他間伐及び保育の基準	14
4	その他必要な事項	15
第4	公益的機能別施業森林等の整備の森林の整備に関する事項	15
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	15
(1)	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (水源涵養林)	15
(2)	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能 又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	15
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該 区域における施業の方法	16
(1)	区域の設定	17
(2)	森林施業の方法	17

3	その他必要な事項	17
(1)	水資源保全ゾーン	17
(2)	生物多様性ゾーン	18
第5	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	18
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	18
(1)	路網密度の水準	18
(2)	作業路網の整備及び維持運営に関する事項	19
(3)	基幹路網の維持管理に関する事項	20
2	その他必要な事項	20
第6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	21
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	21
2	森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方針	21
3	森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	21
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	21
5	その他必要な事項	22
第7	森林施業の共同化の促進に関する事項	22
1	森林施業の共同化の促進方向に関する方針	22
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	22
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	22
4	その他必要な事項	22
第8	その他森林整備の方法に関して必要な事項	23
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	23
(1)	人材の育成・確保	23
(2)	林業事業体の経営体質強化	23
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	23
(1)	林業機械の促進方向	23
(2)	高性能機械を主体とする林業機械の導入目標	24
(3)	林業機械の促進方策	24
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	24
4	その他必要な事項	24
III	森林の保護に関する事項	25
1	森林病虫害の駆除又は予防の方針及び方法	25
(1)	森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法	25
(2)	その他	25
2	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	25
3	林野火災の予防の方法	26
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	26
5	その他必要事項	27
(1)	病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	27
(2)	その他	27
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	27
1	保健機能森林の区域	27
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	27
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	28
4	その他必要な事項	28
V	その他森林の整備のために必要な事項	28
1	森林経営計画の作成に関する事項	28

2	森林法施行規則第33条第1項口の規程に基づく区域	28
3	生活環境の整備に関する事項	29
4	森林の整備に関する事項を通じた地域振興に関する事項	29
5	森林の総合利用の推進に関する事項	29
6	住民参加による森林の整備に関する事項	29
	(1) 地域住民参加による取組みに関する事項	29
	(2) 上下流連携による取組に関する事項	29
	(3) その他	29
7	その他必要な事項	29
	(1) 特定保安林の整備に関する事項	29
	(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法	29
	(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項	32
	(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき 森林に関する事項	32
	(5) 町有林の整備に関する事項	33

別表 1	公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	34
1	共通のゾーニング	34
2	上乘せのゾーニング	43
別表 2	森林施業の方法を特定すべき森林	45
別表 3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	50

I 伐採・造林・保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は北海道の東部の十勝管内南部に位置し、東部は太平洋に面し、西部は日高山脈を境として、日高管内新ひだか町、浦河町、南部は概ね紋別川を境として広尾町、北部は幕別町、更別村、中札内村、北東部は豊頃町にそれぞれ隣接しています。

行政区域は、東西 56.9 k m、南北 33.5 k m となっており、広い行政区面積を持っています。

地形は、東部が平坦地で西部は標高 80m くらいから逐次標高を増し、北海道の背骨といわれる日高山脈に連なり歴舟川、紋別川がいずれもこの山脈を源として町内を貫流し、太平洋に注いでいます。気温は太平洋沿岸であるため、十勝管内の内陸地帯と比較すると寒暖差があまりなく、住みやすい気候条件にあります。

本町の総面積は、81,567ha であり、森林面積は 58,287ha で概ね総面積の 71% を占めています。民有林面積は 16,881ha で、その内訳は道有林 5,936ha、町有林 3,640ha、私有林 7,305ha となっています。私有林のうち、カラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は 7,184ha であり、概ね人工林率 43% であります。

本町においては、森林の多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため人工造林の拡大、保育施業の促進、生産コストの低減等、適切な森林整備を図り、活力ある森林を維持造成し、林業所得の向上を図って行くことが緊急かつ重要な課題となっています。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。

また、近年の森林に対する住民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。

あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林 G I S の効果的な活用を図ることとします。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

本町における森林について、地域の特性や自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図る森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「水源涵養林」、山地災害の防備及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「生活環境保全林」及び保健文化の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）を設定します。

さらに、水源涵^{かん}養林においては、水道取水施設上部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様生機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し、特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、また、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育・間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理運営に必要不可欠であり、山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を推進する。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林		保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業や保全を推進する。 また、保健・風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。なお、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。
		保護地域タイプ	希少な野生生物の成育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

発揮を期待 する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等 生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。 また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用するうえで良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあつては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

(3) その他必要な事項

ア 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

イ 森林の有する公益的機能が重視される森林で風害を受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

ウ 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

エ 本町では、近年の道産木材に対する需要の高まりから、一般民有林においてカラマツ人工林の皆伐が進む一方、再造林が追いつかず、伐採跡地が増加傾向にあるなど、カラマツ人工林資源の保続が懸念されていることから、カラマツ人工林については計画的な伐採を進めるとともに、伐採後の確実な造林による伐採跡地の発生防止及び過去の伐採跡地への造林による伐採跡地の解消に取り組むことにより、資源の平準化を図ります。

資源の平準化にあたっては、町や森林組合、森林所有者等で組織する市町村森林整備計画実行管理推進チーム等が中心となって、当地域における伐採及び造林状況を適確に把握するとともに、森林・林業・木材産業関係者等とも積極的に情報を共有し、計画的な伐採及び伐採後の確実な造林を推進します。

さらに、本計画書に定める事項を踏まえ、地域の関係者による連携のもとに森林整備等を進め、森林認証制度などを活用し、地域の環境の保全と持続可能な森林経営の実現を目指します。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、本町、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、地域材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進にあたっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての木質バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

II 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

I の2「森林整備の基本方針」を踏まえ、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、適切な森林施業の方法により、立木を伐採することとします。

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の標準伐期齢は、市町村森林整備計画において、次表の林齢を基礎として、町内の標準的な自然条件及び社会的条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定められます。

なお、標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

また、保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

- (1) 立木の伐採のうち主伐については更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によることとします。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうちイの択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、地質、土壌等の自然的条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮します。

なお、一箇所あたりの伐採面積は原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮することとします。

イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であり、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とします。

なお、択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

- (2) 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の林帯幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理することとします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等に配慮することとします。なお、劣悪な自然条件によ

り更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林においては、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。

- (4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保全させることに特に留意し、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光があたるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

2 樹種別の立木の標準伐期齢

本町における立木の標準伐期齢は、標準的な自然条件及び社会的条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

また、保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

樹種		林齢
人	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
工	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹 ^(注)	25

(注)「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

3 その他必要な事項

- (1) 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置することとします。
- (2) 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。
- ア 確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等
 - イ 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等
 - ウ 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等
- (3) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

- (4) 伐採の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を設置するなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採や搬出を土壌が凍結する冬期間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

- (5) 特色ある森林景観や野生生物の生育・生息環境の保全に配慮した伐採を行うこととします。

特に、クマゲラ、シマフクロウ及びクマタカの希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

また、地域にとって重要で特色ある防風林は、耕作地の保全や農村景観・生活環境の維持のほか、野生生物の生息場所や移動経路としての生物多様性保全機能の役割も担っていることから、これらの多面的機能を高度発揮させるために防風林の連続性が保たれるよう配慮します。

- (6) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。

特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択するものとします。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。

(1) 人工造林の対象樹種

ア 人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向や木材需給等にも配慮することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。

なお、その他郷土樹種及び定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選定することに努めることとします。

人工造林の対象樹種
カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ（雑種 F1 を含む）、カンバ類、ミズナラ、ヤチダモ、ハルニレ、カツラ、ハンノキ、その他郷土樹種

イ 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、樹種の選定は幅広く検討することとします。

特に河川沿いについては河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

なお、山腹崩壊の危険性の高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。

ウ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定することとします。

エ カラマツ人工林については、資源の保続及び健全な林業経営を図るため、伐採後の着実な造林を推進するとともに、カラマツの積極的な植栽及び優良な苗木の確保に努めることとします。

（２）人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入又は維持する森林

（ア） 寒風害等の気象害及び病虫害に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。

特に、水源涵養林、山地災害防止林にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

（イ） 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

（ウ） 地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

（エ） 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、苗木の活着と成長が十分図られるよう行うこととします。

【植栽時期】

植栽時期	樹種	植栽時期
春植え	トドマツ、アカエゾマツ	～6月10日
	その他	～5月31日
秋植え	全樹種	9月中旬～11月上旬

（オ） コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1のアの（エ）の【植栽時期】の表の植栽時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

（カ） 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の

発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。

特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

【植栽本数】

単位 本/ha

仕立ての方法	樹種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	3,000
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,500
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

- (キ) 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入についても努めることとします。

コンテナ苗の植栽時期については、第2の(2)のアの(ウ)の時期によらないものとするが、自然・立地条件等を十分に考慮し、適期での植え付けとなるよう努めることとします。

イ 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。

なお、植栽により更新を確保する場合には、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

カラマツ林で材積率30%の択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする。

↓

カラマツの標準的な植栽本数がhaあたり2,000本とすると、

$$2,000 \times 0.3 = 600$$

となり、カラマツをhaあたりおおむね600本以上植栽することとなります。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は2の(3)によることとします。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、地質、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適

確な更新が見込まれる森林において行うこととし、対象樹種を次のとおり定めます。

天然更新の対象樹種
イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ、カンバ類、 ヤチダモ、ドロノキ、シナノキ、ハンノキ類など

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の完了の判断基準

(3) で定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種^(注1)の稚幼樹等^(注2)が、幼齢林^(注3)では成立本数が立木度^(注4)3以上、幼齢林以外の森林では林地面積^(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)」によることとします。

(注1) 「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2) 「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3) 「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4) 「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の期待成立本数}^{(注6)} \times 100$$

(注5) 「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6) 「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300 本/ha
中層	3,300 本/ha
下層	10,000 本/ha

針葉樹(中層、下層は広葉樹に準じる)

階層	期待成立本数
上層(カラマツ)	300 本/ha
上層(その他の針葉樹)	600 本/ha

上層:母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林(天然林の標準伐期齢)など

中層:伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層:中層木よりも樹冠面積の小さいもの

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植生により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うこととします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植え込み等を行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

（3） 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を行うこととします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、別表3のとおり指定します。

① 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周辺100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

また、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないこととします。

① 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林

② 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林

③ 公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林

④ 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林

⑤ ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

4 森林法第10条の9第4項の伐採中止又は造林の命令の基準

（1） 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の（1）によることとします。

イ 天然更新の場合

2の（1）によることとします。

（2） 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

2の（2）における「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」によることとします。

5 その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐は、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆うようになることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう適切な伐採率により繰り返し行うこととします。

(2) 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。

特に高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐等の目安については、次表のとおりとします。

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期（林齢）					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ（グイマツとの交配種を含む） (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：350本/ha	16	23	31	39		・選木方法：定性及び列状 ・間伐率（材積率）：20～35% ・標準伐期齢未満の森林における間伐間隔：7年 ・標準伐期齢以上の森林における間伐間隔：8年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	15	22	29	36		・選木方法：定性及び列状 ・間伐率（材積率）：20～35% ・標準伐期齢未満の森林における間伐間隔：7年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	20	30	40	50	60	・選木方法：定性及び列状 ・間伐率（材積率）：20～35% ・標準伐期齢未満の森林における間伐間隔：10年

※ 「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考とした。

※ 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なることに留意すること。

(3) 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械化による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械による効率的な作業システムの導入や列状間伐を推進するとともに、集材距離を考慮した路網の整備を進め、施業の集約化を図ることにより、施業の省力化・効率化に努めることとします。

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の標準的な方法及び主要樹種ごとの標準的な実施の時期等は次のとおりとします。

(1) 下刈り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

(2) 除伐

下刈りの終了後、林冠がうつ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

(3) つる切り

育成の対象となる立木の健全な成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と併せて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

【標準的な実施時期】

作業 種別	樹種	年									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
下刈り	カラマツ	←→									
	トドマツ	←							→		
	アカエゾマツ	←									→

注) 下刈りは、現地の状況に応じて、省略や各年での実施、早期の終了を検討すること。

年2回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施すること。

作業 種別	樹種	年									
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
除伐・ つる切り	カラマツ	△	△								
	トドマツ				△	△					
	アカエゾマツ						△	△			

△：つる切り・除伐

※カラマツにはグイマツとの交配種を含む。

3 その他間伐及び保育の基準

保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討することとします。

4 その他必要な事項

木材等生産林において、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。特に枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有していますが、その中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、人々の生命・財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置付け、山地災害防止林等の公益的機能別施業森林として設定することを基本とします。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた森林の有する公益的機能の維持増進が不可欠であるため、公益的機能別施業森林の区域とします。

ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能の発揮を期待する森林として取り扱うことも可能とします。

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養^{かん}林）

ア 区域の設定

水源涵養^{かん}機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、水かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養^{かん}機能の評価区分が高い森林など、水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図る森林について、集水区域等の森林の自然条件、林況、地域の要請を踏まえた上で別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

山地災害防止機能/土壌保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林及び落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等やその他山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれのある森林、山地災害防止・土壌保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、別表1のとおり定めます。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林及び防火保安林、住民の日常生活に密接な関わりを持ち塵などの影響を緩和する森林、風害、霧害などの気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、別表1のとおり定めます。

(ウ) 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・

文化機能等維持林)

保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、保健保安林及び風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡、名勝、天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林などの住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

- (ア) 山地災害防止林は、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、急傾斜地等に位置し、機能を高度に発揮させる必要のある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業（注）を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とします。
- (イ) 生活環境保全林は、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、林帯の幅が狭小な防風林等、面的な伐採により機能を発揮できなくなるおそれのある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととします。また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業（注）を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とします。
- (ウ) 保健・文化機能等維持林は、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、特に機能の発揮が求められる森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業（注）を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とします。なお、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定めることとします。

（注）「長伐期施業」とは、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいいます。

それぞれの森林の区域については別表2のとおり定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利などから効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように定めるものとします。また、木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて別表 1 のとおり定めます。

また、これらを踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林を、特に効率的な森林施業が可能な森林として区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等の生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとします。

(2) 森林施業の方法

木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

また、これらに加え、特に効率的な森林施業が可能な森林において、伐採後は、原則として、植栽による更新を行うものとします。

なお、木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど木材の利用目的に応じた時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については、次表を目安とします。

【人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期】

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	一般材生産・38cm	中庸仕立て	50 年
トドマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	50 年
アカエゾマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	70 年

3 その他必要な事項

北海道の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1 の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。

特に北海道水資源の保全に関する条例(平成24年北海道条例第9号)第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について林小班単位で定めます。

イ 森林施業の方法

水源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小に努めるものとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を定めます。

また、特に急傾斜地等の土砂崩落、又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

施業の実施にあたっては、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用に伴う河川・湖沼への土砂流

出の防止が図られるよう特に配慮するものとします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与えるおそれのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、本町が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定めます。

本町において、区域の設定はありません。

イ 森林施業の方法

保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えるものとします。

② 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、本町が特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定めます。

イ 森林施業の方法

保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図るものとします。

第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

ア 路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じ、次表を目安として基幹路網（林道、林業専用道）及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとします。

単位 路網密度：m/ha

区分	作業システム	路網 密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム ^{（注1）}	110以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム ^{（注2）}	20<15>以上	20<15>以上

（注1）「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

(注2)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

(注3)「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

なお、本表は木材搬出予定箇所路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採や搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化及び高効率化を図るために、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることに主眼を置いた労働生産性の向上が不可欠となります。

このため、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (0° ～15°)	フェラーバンチャ	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・ プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
	フェラーバンチャ	スキッド【全木集材】	ハーベスタ・ プロセッサ	グラップルローダ (ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ)
	ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)
中傾斜地 (15° ～30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・ プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地 (30°～)	チェーンソー	スイングヤード 【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・ プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

※（ ）は、前工程に引き続き同一樹種により実施する工程について記載。

※【 】は、集材方法。

※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

イ 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当なし

(2) 作業路網の整備に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

(ア) 基幹路網の作設にかかる留意点

適切な規格・構造の整備を図る観点等から、林道、林業専用道及び森林作業道の整備にあた

つては、それぞれ林道規程（昭和48年4月1日付け 48 林野道第107号林野庁長官通知）、北海道林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森林第1280号北海道水産林務部長通知）及び北海道森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長 通知）に則り開設することとします。

（イ）基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

なお、幹線路網の開設・拡張の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させる等、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		振別1号					
〃	〃		振別2号					
〃	〃		振別3号					
〃	〃		振別4号					
〃	〃	林業専用道	幸徳1号	2.3	111	○	18, 23	
〃	〃	〃	開進1号	1.2	24	○	37	

イ 細部路網に関する事項

（ア）細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路線を整備する観点から、森林作業路作設指針（平成22年11月17日付け22 林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、北海道森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）により開設することとします。

（イ）細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき森林作業道が継続的に利用できるよう適切に管理するものとします。

（3）基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8 林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

2 その他必要な事項

ア 土場、作業施設その他の森林整備に必要な施設の整備にあたっては、地形・傾斜等地域の特性に応じ、集約化施業や高性能林業機械による低コスト作業に対応するなど、木材等の合理的な搬出を行うために必要な施設として整備し、適切に管理することとします。

イ 林道等通行の安全確保のため、標識や安全施設の整備に努めるとともに、機能保全や災害の未然防止のため、林道等の適切な維持管理に努めることとします。

また、通行の安全を確保するため必要に応じて、通行を禁止する安全施設の整備を講ずるものとします。

ウ 林道の開設等にあたっては、開設現場周辺の確認や必要に応じて専門家等への相談を行うなど、希少鳥類（オジロワシ、オオワシ、タンチョウ、シマフクロウ等）に配慮することとします。

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、町、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、地域材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進にあたっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての木質バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

1 森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大に関する方針

本町における一般民有林の森林所有者は、5ha以下の森林を所有する小規模森林所有者が全所有者数の58%、その所有面積は759haとなっています。これは本町の一般民有林面積の15%を占めるものであります。また、一般民有林のうち人工林が4,995haあり、保育や間伐又は主伐を行うにあたっては施業の集約化によるコスト低減、また木材の安定供給にも配慮する必要があります。

このため森林組合やその他林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めることとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営を受託する際には、受託者である森林組合や林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、受託者自ら森林の経営を行うことができるよう造林・保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加え、森林経営計画が、施業を行う森林のみならず当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意します。

また、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、町を介して森林所有者が自ら林業経

営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、町が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項 特になし

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者の概ね58%は5ha未満の小規模な森林所有者であり、森林施業を計画的、効率的に行うために、町、森林組合、森林所有者が地域ぐるみの推進体制を整備するとともに、集落単位での森林の施業の集約化を図っていくこととします。

本町の森林所有者は兼業農家が多く、施業単位も零細なため、経営の共同化に向けた取り組みが必要です。このため、流域単位として集団化が可能な地域にあっては、道、町、森林組合等による啓蒙普及活動を通じて、森林施業を共同で行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに森林組合等、林業事業体への施業の委託や共同化などを支援することにより、適正な森林施業の促進に努めます。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。

このため、町及び森林組合等と連絡調整等をとるとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るものとします。

また、共同化をより確実に進めるため、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定や、森林ボランティア団体の活動場所の確保と森林施業の確実な実施の確保等を内容とする施業実施協定について締結の促進を図ります。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、次の内容に留意することに努めることとします。

共同して森林施業を実施する者は、一体として効率的に施業を実施するものに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。

共同して森林施業を実施する者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。

共同して森林施業を実施する者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項 特になし

第8 その他森林整備の方法に関して必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並の所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。

これらと合わせ、林業経営体の法人化・協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

（1）人材の育成・確保

計画的な森林の整備を担うことができる人材を確保育成するため、担い手支援センター等が実施する段階的かつ体系的な研修により、林業の基本的な知識や資格を有するフォレストワーカーから現場管理者としての指導や間伐等の作業の工程管理等ができるフォレストリーダー、関係者と連携して経営にも参画できるフォレストマネージャーまでの段階的なキャリア形成を支援するとともに、路網の整備や高性能林業機械の操作、ICT 等を活用したスマート林業など高度な技術や専門的知識を有する技術者を育成します。

また、林業に就業する人材の確保と定着を図るため、地域の林業事業体や教育機関、町などで構成する地域協議会が行う就業相談会などによる事業者とのマッチングのほか、都市部の地方移住希望者などへ向けた林業の魅力発信などにより、新規参入者の確保を図ります。就業後は、教育・能力評価方法の改善や体系的なキャリアアップを図るための研修の実施、下刈りなどの作業の軽労化、他業種と連携などによる通年雇用化、若手林業従事者等によるネットワークづくりの支援などの取組を促進し、若者や女性をはじめとする林業従事者が安心して就業・定着できる環境づくりを進めます。

（2）林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起しや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、組合間の事業連携等の促進を図り、持続的な森林経営を担う森林組合の育成に努めることとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

（1）林業機械の促進方向

木材の生産供給体制の整備と森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化を図るため、ハーベスタ等による伐倒や、枝払い・玉切り作業、フォワーダ等による集材作業のシステムを採用するなど、高性能林業機械による作業システムを促進します。

また、ICT 等の先進技術を幅広く活用したスマート林業を展開し、安全で効率的な森林施業の定着を推進します。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区 分		現状（参考）	将来
伐 倒		チェーンソー	チェーンソー、プロセッサ、 フェラーバンチャ
造 材		チェーンソー	チェーンソー、プロセッサ
集 材		トラクタ・小型運材車	ブルドーザー・スキッド・グ ラップル
造林 保育 等	地 拵 下 刈	チェーンソー 刈払い機	チェーンソー・刈払機・ブル ドーザー
	枝 打	人 力	リモコン自動枝打機

(3) 林業機械の促進方策

今日における育林や木材生産活動の停滞化の要因は、長引く木材市況の低迷や森林所有者の林業経営意欲の減退ばかりではなく、林業就労者の高齢化や後継者不足、厳しい労働条件下などによる労働力不足や生産性の低下が一因として挙げられ、さらに、林業就労人口の減少は避けられない状況にあります。しかし、将来的には、森林資源の充実が図られることが予想されます。

このことから、林業の活性化を図るために、地域の実情に応じた高性能林業機械の導入による省力化と生産性の向上、生産コストの低減労働、安全衛生面の向上に努めます。

このため、森林組合等に対し、高性能林業機械の開発状況や導入事例等を啓発普及するとともに、先進的林業地や高性能機械の実演会、講習会への参加を進め、高性能機械による新システムの普及を図っていくこととします。

また、高性能機械の導入にあたっては、国及び道の助成・融資制度の積極的活用を支援することとします。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進や、森林資源の保続を確保する取組の実施が重要です。このため、地域材の利用に向けた道民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携による特色のある取組、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めることとします。また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成 23 年 3 月策定）に即して建築物等において積極的に木材、木製品を利用するほか、建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用の促進と、地域材を低コストで安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和 5 年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

4 その他必要な事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除又は予防の方法等

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病虫害等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木等の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、本町では確認されていませんが、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病虫害のまん延防止のために緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

森林病虫害等の被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などにあたっては、本町や総合振興局、森林組合、試験研究機関、森林所有者ほか関係者が連携し、被害の程度に応じた対応をすることとする。

2 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

忌避剤の散布をはじめ、侵入防止柵の設置や枝条巻きを行うとともに、食害のおそれがある地域ではアカエゾマツなどの嗜好性の低い樹種の植栽も検討することとします。

①区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について(平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知)」及び、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれらの被害ある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表 4 のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

②鳥獣被害防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施にあたっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。(関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画)

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

別表 4

【一般民有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面 積 (ha)
エゾシカ	1 林班、45 林班、51 林班、92 林班、 99 林班から 104 林班	1,433.25

【道有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面 積 (ha)
エゾシカ	222 林班～243 林班、246 林班、247 林班	5,938.04

③その他必要な事項

（１）森林病虫害の駆除及び予防、その他の森林の保護

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを必要に応じて現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集を行うこと等により確認することとします。食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種を検討することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置することとします。なお、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れは、風速、湿度からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに風下から行わなければなりません。

ただし、火入れ地が傾斜地である場合は、上方から下方に向かって行わなければなりません。

火入れ者及び火入れ責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は、火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはなりません。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備考
・該当なし	

(2) その他

ア 気象害については過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどし、被害の防止対策に努めることとします。

イ 森林の巡視に当たっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、希少な野生生物の生育・生息地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然公園指導員、自然保護監視員、鳥獣保護管理員、生物多様性保護監視員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の保健機能の増進に関する特別措置法第3条に基づいて定める保健機能森林について、保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう次の区域を設定するものとします。

森林の所在		森林の林種別面積（ha）					備 考
位置	林 小 班	合 計	人工林	天然林	無立木地	その他	
萌和	57-80. 93. 129. 133～137. 145. 171	21.96	20.88	1.08	0	0	特施 自然環境保全林分
晩成	89-44. 45. 59～64. 145. 147. 149～153	54.05	0	50.85	3.20	0	防霧、保健保安林(択伐)、史跡名勝地(十勝ホロカヤントー堅穴群)、鳥獣保護区(ホロカヤントウ鳥獣保護区)

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

森林保健機能森林の整備にあたっては、優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとします。

施業の区分	施 業 の 方 法
造林の方法	伐採後は、速やかに植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。
保育の方法	当該森林は、森林と人との共生林地区であり、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林の保育方法に従い行うものとします。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

施 設 の 整 備
教養文化（樹木園、林業体験学習等）、スポーツ又はレクリエーション施設（遊歩道）等

(2) 立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高は、整備しようとする建築物の高さを制限するときに使用する数値で、主要な樹種別に表のとおり定めます。

樹 種	期待平均樹高（m）	備 考
カラマツ	1 8	
トドマツ	2 5	
その他	2 5	

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し計画に基づいた施業を行うことは、大樹町森林整備計画達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知や計画の作成を支援することとします。

なお、森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画することとします。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林等の施業方法
- (3) IIの第6の3の森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) IIIの森林の保護に関する事項

2 森林法施行規則第33条第1項ロの規程に基づく区域

該当なし

3 生活環境の整備に関する事項
該当なし

4 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

森林の整備を通じた地域振興を図るためには、地域材や地域の特産林産物等、地域の森林資源を活用しての地域活性化に取り組むことが重要である。

そのため本町では、地域で間伐された未利用間伐材の有効利用を目的に家畜の敷料で需要のある「おが粉生産施設」を整備し、小径丸太の利用拡大に努めております。

5 森林の総合利用の推進に関する事項

晩成地区の「ふれあいの森」は、町民の散策や森林浴等、憩の拠点となっています。

散策道の適切な管理を行う、樹名板を設置するなどにより町民が親しみやすい森林環境を作るとともに、保育等を適切に実施し林木の保育管理を行います。

森林の総合利用施設の整備計画

該当なし

6 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

本町では、毎年植樹祭を開催しており将来にわたり「みどり」の大切さについて理解を深めてもらうため、地域住民参加による取組を推進するため、地域林業の指導的立場にある指導林家や森林ボランティア組織、木育マイスター等との連携を図り、植樹祭や木育教室等の開催など森林や木材とふれあう機会の提供に努めます。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

漁業協同組合による「漁民の森」植樹祭を継続的に開催しており、「みどり」の大切さの理解を深める一方、将来の豊かな海を形成するため、漁業者自らが行う取組を支援します。

(3) その他

学校教育の「総合的な学習の時間」などを活用しながら、遊々の森「カムイコタン歴舟の森」のフィールドを活用しながら青少年のための森林体験活動を推進します。

7 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。その整備にあたっては、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図ることとします。

なお、要整備森林は地域森林計画において指定されます。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採及び植栽の方法等の施業について制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令及び道が定める条例に基づいて施業を行い、制限林が重複し

て指定されている場合は、制限が強い法令等に基づく施業方法で行います。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法第33条及び第44条の規定により定められた指定施業要件に基づき行うこととし、立木の伐採等を行う場合は、森林法第34条の許可又は第34条の2若しくは第34条の3の届出が必要となります。なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

(ア) 立木の伐採の方法

a 伐採種

主伐における伐採方式（伐採種）は次の（a）～（c）の3区分です。

なお、一指定単位に二以上の伐採種が指定されている場合があります。

（a）禁伐：主伐に係る伐採を禁止するもの（防火保安林及び保安施設地区では禁伐以外の伐採種は指定されません）。

（b）択伐：森林の構成を著しく変化させることなく、逐次更新を確保することを旨として行う主伐で、単木的に又は10m未満の幅の帯状に選定する伐採あるいは樹群を単位とする伐採で、その伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満であるもの。

（c）皆伐：伐採種を定めないもので、皆伐を含む全ての伐採方法が認められます。

b 伐期齢

本計画書で定める標準伐期齢以上の立木でなければ主伐として伐採をすることはできません。

c 特例

保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良する必要があるなどの場合に関り、伐採方法について次の特例を定める場合があります。

（a）期間：特例の期間は指定後10年以内とされています。

（b）伐期齢：伐期齢の特例を定めた保安林では、本計画書で定める標準伐期齢に達していなくても主伐に係る伐採をすることができます。

（c）伐採種：伐採種の特例を定めた保安林では、禁伐を指定する森林にあつては択伐による伐採を、択伐を指定する森林にあつては皆伐による伐採をすることができます。

d 間伐

樹冠疎密度が10分の8以上の箇所であれば間伐に係る伐採をすることはできません。

(イ) 立木の伐採の限度

a 皆伐面積の限度

（a）保安林の種類及び一定の区域ごとに毎年2月1日に知事が公表する翌伐採年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）の間に伐採をすることができる面積の合計の範囲（限度公表）を超えて伐採することはできません。

（b）限度公表は、2月1日のほか6月、9月、12月の各月の1日に、残期間分の伐採限度を公表します。

（c）大面積の皆伐は更新を妨げ森林を荒廃させるおそれがあることから、皆伐することができる一箇所あたりの面積の限度20haを超えない範囲内において状況に応じて定めており、その限度をこえて伐採することはできません。

（d）防風、防霧保安林では、おおむね標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

（e）伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、その森林の立木の材積に択伐率（注）を乗じた材積としています。

(注) 択伐率＝(森林の立木材積－前回の択伐後の森林の立木材積)／森林の立木材積

(上述のとおり、前回の伐採後の生長量以上の伐採はできません。)

なお、10分の3をこえる場合は10分の3とします(ただし次の(ウ)に記す植栽指定が課せられた森林については10分の4をこえる場合は10分の4とします。)

(f) 保安林の指定後最初に行う択伐にあつては、その保安林の指定施業要件に定められた初回択伐率を乗じた材積としています。

b 間伐材積の限度

伐採年度ごとに間伐することができる立木の材積の限度は、原則として森林の立木材積の10分の3.5をこえない範囲で指定施業要件に定められた率を乗じた材積とし、かつ、その伐採により樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年以内において10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とします。

(ウ) 植栽の方法・期間及び樹種

原則として、現に人工林であるもの及び具体的な植栽計画があるものに限って伐採後の植栽を指定しており、その方法、期間及び樹種について次のように定めています。

a 植栽の方法

(a) 次のcに記した指定樹種の満一年以上の苗を、cに記した本数以上均等に分布するように植栽しなければなりません。

(b) 択伐指定の箇所については、上記(a)に関わらず、(a)の本数に実際の択伐率を乗じた本数を植栽しなければなりません。

b 植栽の期間

伐採が終了した年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽しなければなりません。

c 植栽樹種及び本数

その保安林の指定単位ごとに、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる多様な樹種を指定しており、その樹種ごとの1ha当たりの植栽本数を定めています。

イ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は表1により行います。

なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあつては自然公園法の規定による許可が、道立自然公園にあつては北海道立自然公園条例の規定による許可が必要です。

【表1 特別地域内における制限】

区分	制限内容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第1種特別地域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行います。 ① 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 ② 択伐率は蓄積の10%以内とします。

第2種特別地域	(1) 第2種特別地域内の森林は、択伐法とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができます。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとします。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 (4) 択伐率は、用材林においては蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。 (5) 特に指定した風致林については、保育及び保護に努めることとします。 ① 一伐区の面積は、2ha以内とします。 ただし、疎密度3より保残木が多い場合で車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点が望見されない場合、伐区を拡大することができます。 ② 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においては、伐区は努めて分散させなければなりません。
第3種特別地域	第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を行うこととし、特に施業の制限は受けないこととします。

ウ その他の制限林

その他の制限林における伐採の方法は、表2のとおりとします。

【表2 その他の制限林における伐採方法】

区分	制限内容
その他制限林	(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とします。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内においては、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。 (3) 砂防指定地内においては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則択伐とし、皆伐を行う場合は伐採面積が1ha未満とします。 (4) 史跡、名勝又は天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く）においては、原則禁伐とします。

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう、北海道等の指導機関と連携した普及啓発を進めることとします。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項

水源地である「歴舟川」「ヌビナイ」「中の川」上流の拓進、相川、大光地区は、水資源の涵養

の機能を特に発揮させる必要があるため、長伐期施業の導入を促進することとし、適切な森林整備を図ることとします。

(5) 町有林の整備に関する事項

町有林の整備にあたっては、本計画に基づき、木材生産機能をはじめ、水源の涵養、土砂災害の防止や地球温暖化の防止、生物多様性の保全など森林の有する多面的な機能の持続的な発揮を確保するよう、総合的かつ計画的に行うこととします。

別表 1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域
【一般民有林】

1 共通のゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水源涵養林 ^{かん}	1	1.3.6~20.74~79.82~91.95~98.110~120	2,789.55ha
	2	1~15.21~23.53~56.72.78	
	4	72~77.84~89	
	5	1~3.10.14.19~23.45~50.52	
	6	6~8.13~22.24~27.35.36.88~98.101~110 112.120.123~127.129~132.136.137	
	12	4.6~9.14~17.22.25.28.69.71.75.76.112.118	
	14	8.13~20.29~32.38~43	
	17	5~8.28	
	21	2.44.45.47	
	24	2.3.11	
	26	15.20~22.32.36.39~43.47.48.52.53.58.63 66.67	
	27	2.18.19.24.29~33.37~39	
	28	1.17.20~22.24~26.33~36.38.47.48.59~63 65~69	
	29	5.7~10.13~28.32~38	
	30	1.2.4~9	
	32	36~50.62.64~67.70.71.74.75.81~87	
	33	10~13.15.16.21.23.24.38.65.67.68	
	35	12~15.18~21	
	37	5.12	
	38	30.35~42.46.47.70~76.92.93.95.96	
	40	122~124	
	42	33.53.54.65~69.83	
	43	34.36.37.39	
	44	163	
	52	5.9.59~61.63.65.66.76.77	
	53	45.46	
	58	60.62~66.68.98~100.104.120~130.136.137	
	60	36.38.53.60.104~107.137	
	61	23.25~27.58.59.67.88~92	
	63	2.52~73.78~80.83.93.95~98.130~135. 137~140	
	64	5.15.18.51.52.77~92.96.101.112.114 121~124	
	67	10.18.30.53~65.82~93.103.104.116~122	
	70	18	
	71	19	
	73	1.2.25	
	74	12	

	76	32~36	
	79	75.76.78~81.109.110.140~143.146 167~171	
	80	1~3.5~8.10.12.15~18.20~23.25~27.29.30. 32.34~63.65~71.75.78~82.84~89.91. 95~103.106.110~112.117~124.127~134	
	81	1~7.12.14~16.19.20.23~28.30~45.47~53.55 57~66	
	88	30.32.49~52	
	89	19~30.42.44.55.57.58.60.61.143~146.148 150.153.155	
	90	5.29~41.53~56.58.63.65.68~70.72.73 77~94.96~103	
	91	10~12.32.33.36~40	
	92	17.22~24.28.38~41.43.45~47.50~52.60~70	
	93	29.31~38.40.41.63~70.73~77.80.86~88 93~96.98	
	95	95	
	96	20.93.172~176	
	99	1~4.10~12.15.16.21.23.33.35~37.39~41.44 45.47~51.53~55.57.72~78	
	100	31	
	101	全域	
	102	1.3~20.23~40	
	103	全域	
	104	全域	
	105	全域	
山地災害防止林	12	4.6~9.14~17.22.25.28.69.71.75.76.112.118	508.31ha
	14	8.13~20.29~32.38~43	
	17	5~8.28	
	21	2.44.45.47	
	24	2.3.11	
	26	63.66.67	
	27	2.19.24.29~33.37~39	
	28	1.17.20~22.24~26.33~36.38.47.48.59~63 65~69	
	29	5.7~10.13~15.17~28.32~37	
	30	1.2.4~9	
	32	36~49.62.64~67.70.71.74.75.85.86	
	33	11~13.21.23.24.38.65.67.68	
	35	12.13.20	
	37	12	
	38	30.37~41.46.47.70.71.73~76.93.95.96	
	40	122~124	
	42	33.53.54.65~69.83	
	43	34.36.37.39	

	44	163	
	64	15.18.51.52.114.121~124	
	95	95	
	96	20.93.172~176	
生活環境保全林	1	1.3.6~20.74~79.82~91.95~98.109~120	2,016.72ha
	2	1~15.21~23.53~56.72.78	
	4	72~77.84~89	
	5	1~3.10.14.19.21~23.45~50.52	
	6	6~8.13~22.24~27.35.36.88~98.101~110 112.120.123~127.129~132.136.137	
	26	15.53	
	52	5.9.59~61.63.65.66.76.77.	
	53	45.46	
	58	60.62~66.68.98~100.104.120~130.136.137	
	60	36.38.53.60.104~107.137	
	61	23.25~27.58.59.67.88~92	
	63	2.52~73.78~80.83.93.95~98.130~135. 137~140	
	64	5.77~92.96.101.112	
	67	10.18.30.53~65.82~93.103.104.116~122	
	76	32~36	
	79	75.76.78~81.109.110.140.142.143.146. 167~171	
	80	1~3.5~8.10.12.15~18.20~23.25~27.29.30. 32.34~63.65~71.75.78~82.84~89.91. 95~103.106.110~112.117~124.127~134	
	81	1~7.14~16.19.20.23~28.30~45.47~53.55.57 58.62~66	
	88	30.32.49~52	
	89	19~30.42.44.45.55.57~64.143~155	
	90	5.29~41.53~56.58.63.65.68~70.72.73 77~90.92~94.96~103	
	91	10~12.32.33.35~40	
	92	17.22~24.28.38~41.43.45~47.50~52.60~66	
	93	29.31~38.40.41.63~70.73~77.80.86~88. 93~96.98	
	99	1~4.10.11.15.16.21.23.33.35~37.39~41.44 45.47~51.53~55.57.72~78	
	101	全域	
	102	1.4~36.38~40	
	103	全域	
	104	1~10.12~14.16.17	
	105	全域	
保健・文化機能等維持林	57	80.93.129.133~137.145.171	91.82ha
	89	45.59.62~64.147.149.151.152.154	
	92	55.57.58	

木材等生産林	1	2.25.26.28~30.34.38~45.50.52.56.59~61.63~65.67.72.73.80.81.92.94.99.106~108.121	8,098.56ha
	2	18.29.30.32.45.46.63~65.69.70.73~77	
	3	全域	
	4	4.5.8.23.35.43.44.83.90.189	
	5	4.6~8.11.13.15.16.27.28.41~43.54~61.63.65.66	
	6	1~3.9.23.28.29.34.37.66.68.69.80.82.83.115~119.122.133~135.138	
	7	全域	
	8	全域	
	9	全域	
	10	全域	
	11	全域	
	12	1~3.5.8.9.11~16.18~21.23.24.26.27.29~31.33~39.41~49.53.58~60.66.70.71.73.75.76.82.84.85.87~93.99~105.107.109~115.117.120.126.127	
	13	全域	
	14	2.3.9~12.21.22.25~27.36	
	15	全域	
	16	全域	
	17	1~4.9~15.25~27.29~34	
	18	全域	
	19	全域	
	20	全域	
	21	1.9.11.15.19.20.24~26.32.33.37.40~42.46.48.50~55	
	22	全域	
	23	全域	
	24	8~10.12	
	25	全域	
	26	1.2.4~7.9.13.14.16~36.38~48.51.52.54~63.65.70~79	
	27	1~19.21~23.25~29.31~36.39~41.44.45.56~61	
	28	2~16.18.19.24.25.39~42.44~46.49~58.64.70~74	
	29	1~4.6.11.12.16.30.31	
	30	3	
	31	全域	
	32	1~8.10~14.17~28.30~33.35.50.52~57.59~61.63.69.76~84.87.100~103	
	33	1.3.10.15~20.22.25.26.29~31.34.35.37.40.48.49.51~60.62.64.66.69.70	

	34	全域	
	35	1~11.14~19.21.22.24	
	36	全域	
	37	1~6.11.13~17	
	38	1~6.12~26.28.29.31~34.45.49~53.55.58. 63~65.67~69.77.80.84.86~89.91.94. 97~99.101~114	
	39	全域	
	40	1~21.23~32.34~42.44.45.47~49.51~54. 56~78.80~86.88.93~101.103~121.126. 127.129~133.135.138~151.154~157. 159~163.165	
	41	全域	
	42	1.2.4~6.10.12.13.16.19~23.25~32.34~36.38 ~40.43.45.58.60~64.70~72.80.86.87. 89.90.92.95.97.99.100.104.106.108.110~ 118.120.121.123~126.128~130	
	43	1~20.22.23.25.27~33.35.38	
	44	1.3.5~12.16.17.19~21.23~27.31.32.34~37. 39.40.43.45~47.49~53.63~68.71~73.79. 82~85.87.95.97.99~114.116~121.123~126. 128.129.131.133~136.139~141.143.144. 148~151.153~159.161.162.165~174	
	45	全域	
	46	全域	
	47	全域	
	48	全域	
	49	全域	
	50	全域	
	51	全域	
	52	1.2.8.15.16.20.23.24.30.32.40.43.44.49. 51~58.67.70~75.78~83.85.87.89~94.97. 100~102.104.107.108.110	
	53	5.7.14~16.20.21.26.28.34.35.40.49.53.57	
	54	全域	
	55	全域	
	56	全域	
	57	3~12.17~20.23.26~29.31~34.38~46.52~69. 71~78.81~92.94~105.108~119.121.122. 124~128.130~132.138~143.146~151. 154~170.172~183	
	58	1.3.4.9.19.20.23~29.31~34.36.40.41.43.51. 53.55.56.67.72~75.77.78.81.83.84. 91~94.102.103.105.106.111.114.116.118. 131.132.135.138	
	59	全域	

60	1~9.13~20.22~35.37.39.40.46~49.51.52. 55~58.61~74.76~80.82~84.86~90.94~103. 108.109.120~136.138.139
61	1~6.8~19.28.31.33~38.40~45.47~51.53.56. 60~65.69.70.73.74.76~87.93.121~130.134
62	全域
63	3~7.9.11.12.16.17.19~22.24.30.31.36. 37.42.74~76.81.82.86.87.92.99~105.121~ 123.125~129.136
64	2.4.6.9.13.16.19.23.28~32.34.43~47.50.71. 93~95.97.100.106.109.113.115~120. 125~127
65	全域
66	全域
67	3~8.13.19.21~24.29.31~33.36~44.46~48. 50~52.66~69.72.74.76~78.80.94.95.97~ 101.106.109.111
68	全域
69	全域
70	1~10.13.14.16.17.19.20
71	1~4.6~12.14~17.20~23.25.26.28~35
72	全域
73	3.4.7.9~24
74	1~9.11.13.14.17~31.35,36.38~42.44~47.50 ~56.58.60~64.66.68~84
75	全域
76	1~13.15.17~19.21.22.28.29.38~53.56~59. 61.62.64.67~84.89.90.128~130.132~134
77	全域
78	全域
79	1~4.6~28.31~38.40.41.45.46.49.51~56. 60~62.67~69.71.72.82~90.104~108. 111~138.172~174
80	64.105.126
81	8~13.17.22.29.59~61
83	全域
84	全域
86	全域
87	全域
88	1.2.4.5.7.9~12.14.15.17.18.34~36.38.41.44. 53~57
89	1.4~7.9.12.13.31~41.43.49.51.53.54.65.66
90	1~4.7.8.19.22.42~46.48~50.57.60.66.67.71. 91.95
91	1.3~8.13.14.16~30.41~47
92	1~12.14.16.18.21.25~27.44.49.53.54.56.59

特に効率的な施業 が可能な森林	93	2~8.10~23.27.43.44.47~51.53~57.61.62.71. 78.79.81~85.89.90.97.99~118	
	94	全域	
	95	1~7.9~30.32~34.36.37.40.41.44~47.49~56. 58.60.62~65.68.70.71.73~85.87~92.94. 96~107	
	96	1~19.21~25.27~52.54~62.64~66.68~70. 72~75.78.79.81~92.94~103.105~112. 116~120.122~146.148~152.154.155.157. 160~171.177.180~183	
	97	全域	
	98	全域	
	99	5~7.9.12.56.58~71	
	100	全域	
	1	2.29.34.42.43.50.52.59.72.73.106~108	3,533.04ha
	2	18.29.30.32.46.63~65.69.70.73~77	
	3	全域	
	5	6~8.11.13.15.16.27.28.41~43.54.55.57.58. 60.63.65.66	
	6	9.23.28.29.34.37.66.68.69.80.82.83. 115~119.122.133~135	
	8	2.3.9~13	
	9	2.3.6.14.19~26.28.29.31.32.36.37.41~46. 50.51.58.59.61.62	
	10	2~5.8.13~15.18.25.27~30.32.33.35.37.40. 42~44.46~48.50.52~54.56.57.60~62.69. 71.72	
	11	44~51.53.54.56~58.61.69.71~73.75.77.78	
	12	2.3.8.9.13~16.21.24.30.35.37.41.45~47. 53.58~60.66.71.73.75.76.82.84.85.87.89. 90.92.93.99.100.102~105.107.110.112~ 115.126	
	13	3.21~23.25	
	14	36	
	15	2.9.20.36	
	16	10.11.14.16.17.21.23.25.26.29.33~36	
	17	26.27.29.36.37	
	19	1.4.5.8.13.15.16.22.23.25	
	20	1.3.7.9~11.17.23.25.26.29~38.40.41	
	21	1.9.24~26.37.40~42.46.48.50~55	
	22	7	
	23	5~9.12.15.19~24.32.33.37~41	
	24	9.10	
	25	3.4.7~10.12~19.21~23	
	26	2.6.7.9.19.23~25.27.29.30.33.34.38. 44.47.48.52.54.57.59.62.63.65.72.74~	

			76.79	
		27	1~3.5~19.25.26.29.31~36.39~41.44.45.56. 57.60.61	
		28	2~10.12~16.19.24.25.39~	
		29	2~4.6.16.30.31	
		31	3.4.6~8.12.14.15.20.31~37.39.40.46.54. 58.59.63.64.67.69.70.72.74~82	
		32	1.3.6.7.17.19.22.26.30.54~57.59.60.63.69. 76~78.80.101.102	
		33	25.29~31.34.35.48.53~57.59.60.62.64. 66.69.70	
		35	3	
		37	14~17	
		38	1~6.13.15~20.22~26.28.29.33.34.45.55. 58.63~65.67~69.77.80.86~89.91. 97~99.101~109.111	
		39	2.8.11.17.21.28~32.40~42.44~48.51~60. 65~67.77~80.83.88~90.94~102.104.105. 107.108.110.111.115.118~120. 124~128.130.131	
		40	1.2.4.6.7.12.15.18.21.23.25~27.29.31.34~ 39.42.44.45.47~49.52.54.56~64.66.67.72. 74.78.80~86.88.94~101.103~116. 119~121.126.127.129~133.138~146. 154~157.160~163.165	
		41	1.5.10.11.14.18.20.21.23.30.31.40.48.65.79. 81.83.85.86.90.94.108.112.114.116.120. 123.125.131~137.142~144.153.155~158. 160.164~166.175.176.179.182.184.188. 193~195	
		42	1.5.25.26.29.30.35.36.39.45.58.60.61.70~7 2.80.86.87.89.92.95.97.99.100.104.106.108 .110~112.115.121.128	
		43	20.29~33.35	
		44	3.6.9.11.12.16.17.20.21.31.32.34.36.43. 49~51.53.64~66.68.71.72.82.97.99~102. 104.106~110.112~114.116.118.120.121. 123.126.128.133~136.	
		45	9.10.14.15.17~21.23.25~31.33.37.39.40.42. 43.47.49.53~55.65.67~69.76.77.79~85.87. 91~94.98.99.101.104.105.108.112.113. 117.118.120~129.132~136.139.141. 144~146.148.150	
		46	8.10.12	
		47	1~5.7~14.17.21.25~28	
		48	2.3.5	
		49	12.24.39.40.43~45.51~54.56.57.61.63.68.	

			70.75.76.79~81.83.84.86~95	
		50	1.3~6.8.9.11.14.23.32~36.38~43.45~47. 52.53	
		51	6.7.10.13~16.18.19.21.22.25.27.32.38. 40~42.53.55~61.68.71.73~79.81.82.86~89. 91~93.95~98	
		52	2.8.20.23.24.44.51~55.58.67.70~75.78~81. 83.85.87.89~94.97.100.101.104.107.108. 110	
		53	20.21.26.28.35.49.53.57	
		54	1~8.12.20.29.38.39.52~55.57.59	
		56	19.38.43.44.48~50	
		57	3.5~9.11.12.18.19.27.28.31.32.34.38~45. 57~60.62~64.68.71~78.81.83~89.91.92.94~ 100.105.108~111.113~118.121.122. 125~128.	
		58	1.3.9.19.24.34.36.41.43.51.53.55. 56.72~75.77.92~94.106.111.114.116. 118.131.132.135	
		59	2~4.7~9.11.13.18~22.25~27.30.33~36. 41~49.51.53~59.63.65.69.70.76~78.82.83.8 5~87.91.93~98	
		60	3.4.6~9.13.14.16.17.19.20.23.24.26~35.37. 40.46~48.51.52.55.56.64~74.76~80.82~84. 86~90.94.96~98. 120~136.138.139.	
		61	1.2.6.17~19.28.31.33~35.37.38.40~45. 47~51.53.56.60.64.69.70.73.74. 76~87.93.121~127.129.130	
		62	1.3~6.8~12.15.23.26.31.32.36~38.40~42. 46~52.59~61.63.64	
		63	3.5.6.11.12.21.30.31.42.74.76.81.82.86.87. 99~105.121.122.125~129	
		64	6.19.23.28~31.44~47.93.94.97.109. 115~118.125~127	
		65	2.4.6.7.11.12.15.17.23.25.30.34.35.37.42. 50~52.55.56.58.59.63.70.72.73.75~79. 83~86.89.90.92~105.107.108.110~116	
		66	12.26.28.51.60.62.63	
		67	3~8.21.39.48.51.78.94.99.106.109.111	
		68	2.7~9.20~25.31~38.40~42.44.62.63.65.71. 72.74.75	
		69	5.7.10.12.15.20.23~28.35~39	
		70	13.14.16.17	
		71	1~4.8.9.11.12.14.20~23.25.26.28~32.35	
		72	7.10~13	
		73	4.7.9.11.13.15.17.19.20.22~24	
		74	8.9.14.17~27.29~31.35.36.38.39.44~47.	

			50~52.54.56.60.61.63.64.68.69.71~77	
		75	1.5~7.13~16.18~20.22~28.30~32.35. 38~40.42.44~46.48~54.58.61.63~71. 73~79	
		76	4.6~9.11.13.15.19.21.22.29.39~46.48.49. 52.56~59.61.62.64.67~69.77~84.89. 128~130	
		77	1.3.11.20.27~29.31.32.34.38.39.46.47. 50~62.69~72.75.77~81.83.84.93.94.98. 105.107.108.111~113.119.125.126.131. 133~135.137.138	
		78	12.13.20~22.26~29.52.53.56.57.59.61.65	
		79	2~4.6.7.9.12~15.21~27.45.46.83.85. 87~90.105.111~116.119.120.124.125. 130~136.138.172.173	
		81	9~11.72~74.78.80~92.94~101. 103~119.126.127.129~133. 138~146.152.153	
		83	2~5.7.28.29.33.34.41.42.46.49~55.57. 58.63.66~68.70.71.75.77~80.84.88.90	
		84	1.19.26.41.44.46.52.53	
		87	27.30.31.38~43	
		88	4.7.11.12.15.17.36.44.53.54.56.57	
		89	4.6.31.32.34.35.38~40.43.49.53.54	
		90	1~3.7.8.42.45.48~50.60.67.71.95	
		91	16.27.29.30.44	
		92	5.25.26.56	
		93	3.5.13.15.16.18.20.23.27.48.50.51.53.61. 62.71.78.79.81~85.89.90.97.99~106. 109~117	
		94	7.10.12.13.20.26.30.34.35.40~42.44.48. 52~58.61.64.65.67~71.73.78.85~87.91. 92.97~108	
		95	6.7.10.11.14~16.28~30.32.34.36.40.41. 44~46.49~56.58.60.62~65.68.70.80. 82~85.87~92.94.96~101.105~107	
		96	2.3.5.6.8.12.16.18.27.30.31.43.45.48~51. 54~59.62.64.65.70.74.81~89.92.94~99. 102.103.110~112.124~144.146.148.149. 154.155.157.161~171.183	
		97	9.10.18~20	
		98	2.35.49	
		99	58~70	
		100	6.7.16.22.25.27~29.32~35.37~41. 44~48.50.53~58.60.62	
		101	4	
		102	9	

2 上乗せのゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水資源保全ゾーン	38	35~40.42.46.47.70.72~74.92.93	74.60ha

【道有林】

1 共通ゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
山地災害防止林	225	2~4.7~9.11.12.14.16.19.20.31.32.41.54.59	2,575.77ha
	226	2~10.30~32.51.52	
	227	1~7.9.11~13.16.17.30~43.51.52	
	228	2~14.20.21.30.58.60.70.75~77	
	229	2~8.10~13.15.16.18.20.30~35.54.59.60.76~84.86	
	234	2.3.5~15.30.31.54.57.81	
	236	4~6.9~11.13~17.51~53.56.57.60	
	237	2~7.9~11.20.30.51.52.54.58.86.88	
	238	3.5~9.53.56.58.83.86.88.90	
	239	3~5.7.9~12.15~18.31.51~57.61.68.71.72.98	
	240	3~12.52.54.61.71.84.90.91	
	241	3~5.7.8.10~12.35~37.41. 61.73	
山地災害防止林 / 生活環境保全林	223	63.67	644.77ha
	224	58.60~62.66.67	
	230	57~59.62.67	
	231	51~57	
	232	51~59	
	233	59.60.62.64~71	
	235	55~67	
	242	51~55	
	243	51~58	
	246	30.53.56.57.59.62	
山地災害防止林 / 木材等生産林	225	51~53.55~58	786.71ha
	228	51~57.59.61~63.71~74.78~80	
	229	51~53.55~58.62.63.73.75	
	234	51~53.55.56	
	236	54.55.58.59	
	237	51.55~57.59.60	
	238	51.52.54.55.57.59~64	
	239	58~60.62~67.69.70	
	240	53.55.60	
	241	51~55.59.60.72~74	
生活環境保全林	222	1~4	1,926.57ha
	223	1.2.5.8~10.30.51.53~62.64~66	
	224	2~6.8.9.11.12.30.41.51~57.63~65.68.69	
	230	1~3.5.7~10.20.30.31.52~56.60.61.63~66.68	
	231	2.3.5.6.8.9.30.31	

	232	5.6.9.10.13.15~17.30.41	
	233	5~13.51~58.72	
	235	4~6.8.9.11.12.51~54	
	242	2.30.31	
	243	1.3~5.30	
	246	2~5.7.9.40.52.58.60.61	
	247	1.3.32	
白地	225	81.82	4.22ha

2 上乗せのゾーニング

該当なし

別表 2 森林施業の方法を特定すべき森林

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準 (参考) (注1)
		林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	5	20	0.13	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha 以下 975.88ha
		14	8.29~32	2.80	
		21	2.44.45	1.05	
		26	20~22.32.36.39~43.47.48.52.58.66.67	15.87	
		27	18	0.52	
		28	20~22.33.34.38.47.59~63.65~69	16.79	
		29	5.7~10.14~17.19.23~28.32.34~38	28.26	
		30	2.4~7	36.24	
		32	36~50.62.64.65.74.75.81~87	102.74	
		33	10~13.15.16.21.23.24.38.65.67.68	75.00	
		35	12~15.18~21	66.18	
		37	5.12	3.80	
		38	30.35~42.46.47.70~76.92.93.95.96	80.87	
		42	33.65~69.83	2.96	
		43	34.36.37.39	11.48	
		44	163	0.52	
		64	121	0.20	
		70	18	27.28	
		71	19	48.84	
		73	1.2.25	113.08	
		74	12	11.76	
		79	141	1.08	
		80	1~3.5.18.20.22.23.25.26.40.51~53.67~71.75 78.80.81.85.89.91.97~103.106.110.111. 117~121.133	86.51	
		81	12.59~61	38.97	
		90	5.29~41.53~56.58.63.65.68~70.72.73.77~94 96~103	97.06	
		92	17.22~24.28.38~41.43.45~47.50~52.60~70	83.95	
		95	95	0.84	
		96	20.93.172.174.175	2.68	

		99	12	0.24	
		100	31	4.60	
		102	3.37	8.42	
		104	15	5.16	
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注2）	38	35~40.42.46.47.70.72~74.92.93	74.60	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha 以下 74.60ha
	長伐期施業を推進すべき森林（注3）	1	1.3.6~20.74~79.82~91.95~98.109~120	42.93	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha 以下 1,865.29ha
		2	1~15.21~23.53~56.72.78	12.33	
		4	72~77.84~89	16.60	
		5	1~3.10.14.19.21~23.45~50.52	6.75	
		6	6~8.13~22.24~27.35.36.88~98.101~110.112 120.123~127.129~132.136.137	38.51	
		12	4.6~9.14~17.22.25.28.69.71.75.76.112.118	16.07	
		14	13~20.38~43	61.18	
		17	5~8.28	4.26	
		21	47	0.36	
		24	2.3.11	6.28	
		26	15.53.63	5.40	
		27	2.19.24.29~33.37~39	8.44	
		28	1.17.24~26.35.36.48	4.96	
		29	13.18.20~22.33	7.28	
		30	1.8.9	4.80	
		32	66.67.70.71	6.80	
		40	122~124	3.80	
		42	53.54	1.20	
		52	5.9.59~61.63.65.66.76.77	11.40	
		53	45.46	2.96	
		57	80.93.129.133~137.145.171	21.96	
		58	60.62~66.68.98~100.104.120~130.136.137	5.47	
		60	36.38.53.60.104~107.137	2.84	
		61	23.25~27.58.59.67.88~92	7.35	
		63	2.52~73.78~80.83.93.95~98.130~135. 137~140	15.14	
		64	5.15.18.51.52.77~92.96.101.112.114.122~124	12.10	
		67	10.18.30.53~65.82~93.103.104.116~122	41.65	
		76	32~36	2.48	
		79	75.76.78~81.109.110.140.142.143.146. 167~171	52.64	
		80	6~8.10.12.15~17.21.27.29.30.32.34~39.41~ 50.54~63.65.66.79.82.84.86~88.95.96.112. 122~124.127~132.134	214.87	
		81	1~7.14~16.19.20.23~28.30~45.47~53.55.57.	243.83	

			58.62~66					
		88	30.32.49~52	20.48				
		89	19~30.42.44.55.57~ 61.143~146.148. 150~153.155	60.83				
		91	10~12.32.33.35~40	28.40				
		93	29.31~38.40.41.63~70.73~77.80.86~88. 93~96.98	100.68				
		96	173.176	4.92				
		99	1~4.10.11.15.16.21.23.33.35~37.39~41.44.45. 47~51.53~55.57.72~78	165.76				
		101	全域	101.80				
		102	1.4~36.38~40	154.79				
		103	全域	125.56				
		104	1~10.12~14.16.17	116.59				
		105	全域	102.84				
		複層林施 業を推進 すべき森 林	複層林施業 を推進すべ き森林（択伐 によるもの を除く）					主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の 1/2 以上を維持する
			択伐による 複層林施業 を推進すべ き森林	14		8.29~32	2.80	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は 40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の 7/10 以上を維持する 702.98ha
21	2.44.45			1.05				
26	66.67			1.94				
28	20~22.33.34.38.47.59~63.65~69			16.79				
29	5.7~10.14.15.17.19.23~28.32.34~37			27.27				
30	2.4~7			36.24				
32	36~49.62.64.65.74.75.85.86			98.02				
33	11~13.21.23.24.38.65.67.68			56.36				
35	12.13.20			44.20				
37	12			2.96				
38	30.37~41.46.47.70.71.73~76.93.95.96			66.88				
42	33.65~69.83			2.96				
43	34.36.37.39			11.48				
44	163			0.52				
64	121			0.20				
80	1~3.5.18.20.22.23.25.26.40.51~53.67~71.75. 78.80.81.85.89.91.97~103.106.110.111. 117~121.133			86.51				
89	45.62~64.147.149.154			42.47				
90	5.29~41.53~56.58.63.65.68~70.72.73.77~90. 92~94.96~103			96.43				
92	17.22~24.28.38~41.43.45~47.50~52.55.57. 58.60~66			104.38				
95	95			0.84				

			96	20.93.172.174.175	2.68	
	特定広葉樹の育成を行う 森林施業を推進すべき森 林					特定広葉樹について、標準伐期齢時 の立木材積を維持する

【道有林】

区分	施業の方法		森林の区域		面積 (ha)	
			林班	小班		
森 林 の 有 する 土 地 に 関 する 災 害 の 防 止 機 能、土壌 の 保 全 の 機 能、 快 適 な 環 境 の 形 成 の 機 能 ま た は 保 健 機 能 の 維 持 増 進 を 図 る た め の 森 林 施 業 を 推 進 す べ き 森 林	長伐期施業を 推進すべき 森林（注3）		223	51.53~67	182.03	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha 以下
			224	51~58.60~69	136.90	
			225	51~53.55~59	53.91	
			226	51.52	16.60	
			227	51.52	18.20	
			228	51~57.59.60~63.71~80	136.63	
			229	51~60.62.63.65.73.75.76.78~84	146.31	
			230	52~68	121.13	
			231	51~57	48.54	
			232	51~59	153.72	
			233	51~60.62.64~72	183.94	
			234	51~57	88.47	
			235	51~67	133.04	
			236	51~56.58~60	48.04	
			237	51.52.54~60	53.34	
			238	51~64	151.30	
			239	51.53~72	179.47	
			240	52~55.60.61.71	84.05	
			241	51~55.59~61.72~74	69.60	
			242	51~55	59.92	
			243	51~58	53.20	
			246	52.53.56~62	32.83	
	複 層 林 施 業 を 推 進 す べ き 森 林 (択 伐 に よ る も の を 除 く)	複 層 林 施 業 を 推 進 す べ き 森 林	222	1~4	120.05	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の 1/2 以上を維持する
			223	1.2.5.8~10.30	229.93	
			224	2~6.8.9.11.12.30.41	213.77	
			225	2~4.7~9.11.12.14.16.31.32.41.54.59	179.61	
			226	2.3.5~10.30~32	194.82	
			227	1~7.9.11.12.16.17.30~43	381.59	
			228	2~9.12~14.20.21.58	164.23	
			229	2~4.6.7.10.11.13.15.18.30.31.33~35.59	136.50	
			230	1~3.5.7.9.10.30.31	90.97	
			231	2.3.5.6.8.9.30.31	160.95	
			232	5.6.9.10.13.15~17.30.41	202.41	
			233	5~13	110.20	
			235	4~6.8.9.11.12	103.90	
			239	52.98	10.27	
			240	3.4.6.8.9	112.41	
			241	3~5.7.8.10.35~37.41	273.73	
			242	2.30.31	42.21	

			243	1.3~5.30	57.03	
			246	2~5.7.9.30.40	99.94	
			247	1.3.32	32.42	
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	225	19	0.75	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
			226	4	82.95	
			227	13	5.90	
			228	10.11.30.70	35.63	
			229	5.8.12.16.20.32.77.86	58.04	
			230	8.20	2.31	
			234	2.3.5~15.30.31.81	112.53	
			236	4~6.9~11.13~17.57	96.02	
			237	2~7.9~11.20.30.86.88	118.51	
			238	3.5~9.83.86.88.90	118.75	
			239	3~5.7.9~12.15~18.31	142.22	
			240	5.7.10~12.84.90.91	60.21	
			241	11.12	31.64	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林					特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する

- (注1) 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする。
- (注2) 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐のⅠ伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする。
- (注3) 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上

- (注4) 保安林等の指定を受けている区域については、その指定された施業要件を優先する。

別表3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

【一般民有林】

森林の区域		面積	備考
林班	小班	(ha)	
6	3、136～138	2.21	① 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林
10	31	0.46	
23	42～45	6.66	
26	32、43	0.36	
38	110	0.34	
41	8、117	0.56	
42	130	0.42	
45	58、59、109	1.12	
58	84、131、132、138	4.04	
60	60～62、125、126、136	1.68	
63	24	0.82	
65	1	1.98	
67	19	0.20	
74	42、44～47、50	7.51	
80	126	0.57	
90	66	0.98	
92	6	0.38	
94	89、100、101、104、106	3.09	
95	24、25	7.02	
96	24、25	1.57	
98	43	2.93	
99	12	0.24	
合計		45.14	② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林